

輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物(経済産業告示第七百五十八号)

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物を次のように定め、平成十六年一月二十日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業告示第九百二十一号(輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき通商産業大臣が定める貨物を定める件)は、平成十六年一月十九日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令(以下「輸出令」といふ。)(別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 削除</p> <p>五～二十六 (略)</p>	<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業告示第九百二十一号(輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき通商産業大臣が定める貨物を定める件)は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p> <p>輸出貿易管理令(以下「輸出令」といふ。)(別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 輸出令別表第一の六の項(三)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第五條第五号に該当するもの</p> <p>五～二十六 (略)</p>